

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第21号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成16年佐賀県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分課等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の文化・スポーツ部に次の課を置く。 <u>スポーツ課</u> <u>文化課</u> <u>まなび課</u></p> <p>4・5 略</p> <p>(企画・経営グループの分掌事務)</p> <p>第5条 企画・経営グループの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本部の各課（センター、部に置かれた課、<u>統括本部における第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、I L C 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>を</p>	<p>(分課等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の文化・スポーツ部に次の課を置く。 <u>まなび課</u> <u>スポーツ課</u> <u>文化課</u></p> <p>4・5 略</p> <p>(企画・経営グループの分掌事務)</p> <p>第5条 企画・経営グループの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本部の各課（センター、部に置かれた課、<u>粒子線治療推進監及び第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、I L C 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織を含む。</u>）及び現地機関への指導及び助言に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>含む。)及び現地機関への指導及び助言に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(くらし環境本部文化・スポーツ部各課の分掌事務)</p> <p>第7条の2 くらし環境本部文化・スポーツ部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">スポーツ課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p style="text-align: center;">文化課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p style="text-align: center;">まなび課</p> <p>(1) <u>文化、スポーツ及び生涯学習に係る施策の総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>佐賀県立生涯学習センターに関すること。</u></p> <p>(3) <u>図書館先進県づくりに関すること。</u></p> <p>(4) <u>佐賀県少年自然の家に関すること。</u></p> <p>(健康福祉本部各課の分掌事務)</p> <p>第8条 健康福祉本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(くらし環境本部文化・スポーツ部各課の分掌事務)</p> <p>第7条の2 くらし環境本部文化・スポーツ部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">まなび課</p> <p>(1) <u>文化、スポーツ及び生涯学習に係る施策の総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>佐賀県立生涯学習センターに関すること。</u></p> <p>(3) <u>図書館先進県づくりに関すること。</u></p> <p>(4) <u>佐賀県少年自然の家に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;">スポーツ課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>スポーツコミッションに関すること。</u></p> <p style="text-align: center;">文化課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(健康福祉本部各課の分掌事務)</p> <p>第8条 健康福祉本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

改正前	改正後
<p>地域福祉課～長寿社会課 略 障害福祉課 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 略 医務課～生活衛生課 略 (農林水産商工本部各課の分掌事務)</p> <p>第9条 農林水産商工本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 国際交流課・新エネルギー課 略 新産業・基礎科学課 (1)～(8) 略 (9) <u>基礎科学・新領域及び科学技術の振興に関すること。</u> (10)・(11) 略 企業立地課・雇用労働課 略 流通課 (1)～(3) 略</p> <p>商工課・観光課 略 (県土づくり本部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第11条 県土づくり本部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。 建設・技術課～河川砂防課 略 森林整備課 (1)～(7) 略</p>	<p>地域福祉課～長寿社会課 略 障害福祉課 (1)～(3) 略 (4) <u>発達障害児及び発達障害者並びに高次脳機能障害児及び高次脳機能障害者の福祉に関すること。</u> (5) 略 医務課～生活衛生課 略 (農林水産商工本部各課の分掌事務)</p> <p>第9条 農林水産商工本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 国際交流課・新エネルギー課 略 新産業・基礎科学課 (1)～(8) 略 (9) 科学技術(<u>基礎科学を含む。</u>)の振興に関すること。 (10)・(11) 略 企業立地課・雇用労働課 略 流通課 (1)～(3) 略 (4) <u>米穀等の適正流通に関すること。</u> 商工課・観光課 略 (県土づくり本部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第11条 県土づくり本部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。 建設・技術課～河川砂防課 略 森林整備課 (1)～(7) 略</p>

改正前	改正後
<p>(8) <u>佐賀県緑化センターに関すること。</u>  (県土づくり本部交通政策部各課の分掌事務)  第12条 県土づくり本部交通政策部各課の分掌事務は、次のとおりとする。  空港課～道路課 略  港湾課  (1)～(5) 略</p> <p>(職制)  第18条 略  2 略  3 統括本部に最高情報統括監、<u>危機管理・報道監及び総合防災統括監を、健康福祉本部に医療統括監を、農林水産商工本部に国際戦略統括監を置くことができる。</u>  4～8 略  9 危機管理・報道監は、上司の命を受けて、<u>危機管理(防災に関する部分を除く。)</u>及び報道に関する事務を掌理する。  10 <u>総合防災統括監は、上司の命を受けて、防災に関する事務を掌理する。</u>  11・12 略</p> <p>13 略  第19条 略  2 統括本部に総括政策監及び新型インフルエンザ対策総括監を、</p>	<p>(県土づくり本部交通政策部各課の分掌事務)  第12条 県土づくり本部交通政策部各課の分掌事務は、次のとおりとする。  空港課～道路課 略  港湾課  (1)～(5) 略  (6) <u>港湾の利活用に関すること。</u>  (職制)  第18条 略  2 略  3 統括本部に最高情報統括監及び危機管理・報道監を、健康福祉本部に医療統括監を、農林水産商工本部に国際戦略統括監<u>及び企業立地統括監</u>を置くことができる。  4～8 略  9 危機管理・報道監は、上司の命を受けて、危機管理及び報道に関する事務を掌理する。</p> <p>10・11 略  12 <u>企業立地統括監は、上司の命を受けて、企業立地の促進に関する事務を掌理する。</u>  13 略  第19条 略  2 統括本部に総括政策監及び新型インフルエンザ対策総括監を、</p>

改正前	改正後
<p>くらし環境本部に消費者行政総括監を、健康福祉本部にがん対策総括監を、農林水産商工本部に企業立地総括監及び雇用対策総括監を、経営支援本部に人材育成総括監を置くことができる。</p> <p>3～8 略</p> <p>9～12 略 第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合において、<u>統括本部においては、第1項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、防災に関する企画及び防災会議に関する事務の一部を処理し、健康福祉本部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、粒子線治療の普及に関する事務の一部を処理し、農林水産商工本部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、海外施策の総合調整及び推進又は国際リニアコライダー計画の推進に関する事務の一部を処理し、経営支援本部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、人材の育成及び組織風土並びに業務改革の推進に関する事務の一部を処理する。</u></p>	<p>くらし環境本部に消費者行政総括監を、健康福祉本部にがん対策総括監及び<u>歯科医療総括監</u>を、農林水産商工本部に企業立地総括監及び雇用対策総括監を、経営支援本部に人材育成総括監を置くことができる。</p> <p>3～8 略</p> <p><u>9 歯科医療総括監は、上司の命を受けて、歯科医療に関する事務を掌理する。</u></p> <p>10～13 略 第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合において、健康福祉本部においては、<u>第1項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、粒子線治療の普及に関する事務の一部を処理し、農林水産商工本部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、海外施策の総合調整及び推進又は国際リニアコライダー計画の推進に関する事務の一部を処理し、経営支援本部においては、同項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、人材の育成及び組織風土並びに業務改革の推進に関する事務の一部を処理する。</u></p>

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
( 佐賀県公有財産規則の一部改正 )
- 2 佐賀県公有財産規則( 昭和40年佐賀県規則第6号 ) の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課、警察本部及び議会事務局の課、<u>統括本部における組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、<u>粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、<u>国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、<u>ILC推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、<u>経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、<u>政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）第20条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定する</u>かいをいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課、警察本部及び議会事務局の課、<u>粒子線治療推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、<u>国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、<u>ILC推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、<u>経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、<u>政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）第20条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定する</u>かいをいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>

(職の設置に関する規則の一部改正)

- 3 職の設置に関する規則（昭和31年佐賀県規則第69号）の一部を次のように改正する。  
別表中「、業務技術員」の下に「、主任技術員、副主任技術員」を加える。

(佐賀県財務規則の一部改正)

- 4 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局並びに特定の政策を推進するための組織(統括本部における組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、I L C 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号)第20条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。次号において「特定政策組織」という。)をいう。</p> <p>(4)～(19) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第2条、第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局並びに特定の政策を推進するための組織(粒子線治療推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、I L C 推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号)第20条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。次号において「特定政策組織」という。)をいう。</p> <p>(4)～(19) 略</p>

(電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部改正)

- 5 電子計算組織による給与支給事務等処理規則(昭和48年佐賀県規則第28号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>( 給与支給等の基礎事項の異動通知 )</p> <p>第6条 略</p> <p>2 給与管理者は、第4条第1項、前条及び前項の規定により指示又は通知を受けたときは、その内容を審査し、<u>総務事務センター長</u>に通知しなければならない。</p> <p>( 電子計算組織による処理 )</p> <p>第7条 <u>総務事務センター長</u>は、前条第2項の規定による通知に基づき、電子計算組織により給与の支給及び共済組合負担金の支払に必要な計算を行い、その結果を給与管理者に通知しなければならない。</p> <p>( 給与の支払及び精算等 )</p> <p>第10条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 給与管理者は、前項の規定による通知があったときは、その旨を<u>総務事務センター長</u>に通知しなければならない。</p> <p>( 科目等の更正 )</p> <p>第12条 略</p> <p>2 給与管理者は、前項の規定による通知があったときは、更正命令の手続を行うとともに、その旨を<u>総務事務センター長</u>に通知しなければならない。</p> <p>( 処理の特例 )</p> <p>第13条 給与管理者は、電子計算組織による給与計算によりがたい給与等の追給、返納等の必要が生じたときは、給与計算を行うとともに、財務規則に規定する支出の例による支出を行い、その結</p>	<p>( 給与支給等の基礎事項の異動通知 )</p> <p>第6条 略</p> <p>2 給与管理者は、第4条第1項、前条及び前項の規定により指示又は通知を受けたときは、その内容を審査し、<u>情報課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>( 電子計算組織による処理 )</p> <p>第7条 <u>情報課長</u>は、前条第2項の規定による通知に基づき、電子計算組織により給与の支給及び共済組合負担金の支払に必要な計算を行い、その結果を給与管理者に通知しなければならない。</p> <p>( 給与の支払及び精算等 )</p> <p>第10条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 給与管理者は、前項の規定による通知があったときは、その旨を<u>情報課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>( 科目等の更正 )</p> <p>第12条 略</p> <p>2 給与管理者は、前項の規定による通知があったときは、更正命令の手続を行うとともに、その旨を<u>情報課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>( 処理の特例 )</p> <p>第13条 給与管理者は、電子計算組織による給与計算によりがたい給与等の追給、返納等の必要が生じたときは、給与計算を行うとともに、財務規則に規定する支出の例による支出を行い、その結</p>

改正前	改正後
果を総務事務センター長に通知しなければならない。	果を情報課長に通知しなければならない。